

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行状況

1 条例の概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を、平成29年4月1日から施行

章	項目	内容
総 則	基本理念	<p>障害者差別解消法等の趣旨にのっとり、次のような基本理念を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること 障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること など
	県の責務等	<ul style="list-style-type: none"> 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 県民、事業者及び関係団体は、障害者及びその障害に対する理解を深めるよう努める。 県民等は、障害者等が合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める。 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、市又は町と連携する。
差別の禁止	—	<ul style="list-style-type: none"> 県及び事業者における障害を理由とする差別を禁止する。
差別の解消の推進に関する施策	相談及び紛争解決等の体制	<ul style="list-style-type: none"> 相談員を配置するとともに、申立てのあった障害を理由とする差別について、「静岡県障害者差別解消支援協議会」が、助言・あっせんを行うなどする。
	県民の理解及び関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者及びその障害に関する正しい知識を県民が習得するための必要な施策、障害者の文化芸術活動・スポーツの参加の機会の確保、表彰等を通じて、県民の理解及び関心の増進を図る。
	県民会議	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、「県民会議」を開催する。

2 条例の施行状況

(1) 相談員の配置等 (条例第 12 条)

①静岡県障害者差別解消相談窓口 (平成 29 年 6 月 1 日設置)

項目	内容
運営受託法人	一般社団法人静岡県社会福祉士会
相談窓口	静岡県総合社会福祉会館 (シズウエル) 4 階 ・電話番号、FAX、メール
相談日時	週 3 日 (火・水・金曜日) 10:00~16:00 ※祝日及び年末年始除く
相談体制	専任の相談員 (社会福祉士) を 1 人配置
業務内容	・電話等相談、ケース支援、事例の分析、企業等への派遣

②相談件数

・R2 の相談件数は 44 件で、昨年度と比較して 3 件減少した。 (単位：件)

年度	障害を理由とする差別				その他	合計
	県専門 相談窓口	県	市町	計		
H29	21	27	42	90	112	202
H30	31	22	21	74	110	184
R 元	12	11	24	47	102	149
R 2	21	8	15	44	84	128

※ 「その他」は、福祉サービスや日常のお困りごとに関する相談など

(2) 助言又はあっせんの申立て (条例第 13 条~19 条)

助言・あっせんの申立ての前の段階で、協議・調整し解決に至っていることから、これまで 0 件となっている。

(3) 県民の理解及び関心の増進 (条例第 20 条)

周囲のある人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施

	H29	H30	R 元	R 2
ヘルプマーク推進 (累計窓口配布数)	9,530 個	30,550 個	33,100 個	35,480 個
声かけサポーター養成	231 人	200 人	147 人	255 人
UD タクシー導入促進助成	57 台	63 台	59 台	65 台
合理的配慮理解促進助成	11 団体等	19 団体等	18 団体等	10 団体等

(4) 文化芸術活動（条例第 21 条）

2018 年に障害者文化芸術活動支援センターを開設し、相談支援、情報収集・発信、支援人材の育成、発表機会の創出などを実施。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため展示会に代わり WEB 美術館を開設。WEB 美術館は新たな発信の場として今後も活用するとともに、企業等が障害のある人の作品を有償で借り受け、その一部を作者に還元するまちじゅうアートの推進や、障害者芸術祭の開催などにより、障害のある人の文化芸術活動を支援。

(5) 障害者スポーツ（条例第 22 条）

東京 2020 パラリンピックの自転車競技が本県で開催されることを踏まえ、パラサイクリングを中心としたパラリンピック競技の体験機会を増やし、県民の障害に対する理解促進と、障害者スポーツの裾野拡大を図った。

また、東京パラリンピックに本県から多くの選手を輩出するため、2017 年度から 2020 年度まで 40 名の候補選手を指定して強化活動の支援を行い、9 名が代表に内定。

(6) 表彰等（条例第 23 条）

条例に基づき、県民の模範となる障害に対する理解を深める取組や障害のある人とな
い人の交流の機会を拡大する取組等を行った個人・事業者・団体等を表彰することによ
り、差別解消の好事例の共有及び普及を推進する。

年度	H29	H30	R 元	R 2
表彰者・団体数	—	8 団体等	7 団体等	7 団体等

(7) 障害を理由とする差別解消の推進に関する県民会議（条例第 24 条）

県や市町、障害のある方や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」
で障害を理由とする差別解消を推進するため、条例に基づき、「障害を理由とする差別解
消推進県民会議」を開催する。

年度	H29	H30	R 元	R 2
県民会議参加 団体数	227 団体	233 団体	249 団体	266 団体
県民会議開催 日（出席者）	6/15 (207 人)	9/3 (162 人)	9/6 (158 人)	8/31 (15 人) ※

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、表彰式のみ実施